

生活衛生関係営業者への資金繰り支援

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を引き続き実施することとしており、既往債務の借換を含め、一部無利子・無担保とする支援策を講じる。

- ① 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近影響を受けた1ヶ月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した生活衛生関係営業者
- ② 資金使途：設備資金、運転資金
※運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。
- ③ 貸付限度額：別枠6,000万円
- ④ 担保：無担保
- ⑤ 貸付利率：基準利率。ただし、当初3年間は3,000万円を上限に基準利率-0.9%、4年目以降基準利率
※ 基準利率 1.36%（令和2年5月1日現在、貸付期間5年の場合）
- ⑥ 既往債務：新規貸付との合計3,000万円の範囲内で、当初3年間基準利率-0.9%、4年目以降基準利率
- ⑦ 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内
- ⑧ 据置期間：5年以内（設備資金、運転資金）

特別利子補給の実施

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った生活衛生関係営業者で、一定の要件を満たす者に対して、既往債務の借換を含め、借入後3年間の利子補給を実施し、実質無利子化する。

- ① 適用対象：「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った生活衛生関係営業者のうち、以下の要件を満たす方
 - ア. 個人事業主（小規模に限る）：要件なし
 - イ. 小規模事業者（法人に限る）：売上高▲15%
 - ウ. 中小企業者（上記アイを除く）：売上高▲20%
- ② 利子補給：ア. 新規貸付分：借入後3年間、3,000万円を上限に発生した利息を全額利子補給する。
イ. 既往債務の借換分：新規貸付との合計3,000万円の範囲内で、借換後3年間、利息を全額利子補給する。

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の拡充(新型コロナウイルス対策衛経)

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(通称:衛経融資)制度は、都道府県生活衛生営業指導センター等の実施する経営指導を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で貸付を実施するもの。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を引き続き実施することとしており、既往債務の借換を含め、一部無利子とする支援策を講じる。

〈新型コロナウイルス対策特枠〉

- ① 貸付対象者: 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上が5%以上減少した生活衛生関係営業を営む小規模事業者 ※生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者。
- ② 資金用途: 設備資金、運転資金
- ③ 貸付限度額: 別枠1,000万円
- ④ 貸付利率: 経営改善利率。ただし、当初3年間は経営改善利率-0.9%、4年目以降経営改善利率
※ 経営改善利率 1.21%(令和2年5月1日現在)
- ⑤ 既往債務: 新規貸付との合計1,000万円の範囲内で、当初3年間経営改善利率-0.9%、4年目以降経営改善利率
- ⑥ 貸付期間: 設備資金10年以内、運転資金7年以内
- ⑦ 据置期間: 設備資金4年以内、運転資金3年以内
- ⑧ 担保等: 担保・保証人は不要
- ⑨ 経営指導: 原則6ヶ月以上、都道府県生活衛生営業指導センター等の経営指導を受けていること
- ⑩ 利子補給: ア. 新規貸付分: 借入後3年間、1,000万円を上限に発生した利息を全額利子補給する。
イ. 既往債務分: 新規貸付との合計1,000万円の範囲内で、借換後3年間、利息を全額利子補給する。

〈本体枠〉

- ① 貸付限度額: 2,000万円
- ② 貸付利率: 経営改善利率 ※ 経営改善利率 1.21%(令和2年5月1日現在)
- ③ 貸付期間: 設備資金10年以内、運転資金7年以内
- ④ 据置期間: 設備資金2年以内、運転資金1年以内
(担保等は新型コロナウイルス対策特枠と同じ)